神戸市立図書館における防犯カメラ装置の設置及び取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市立図書館(以下「市立図書館」という。)における業務の公正かつ適正な執行を確保し、神戸市立図書館条例第4条及び第5条に規定する市立図書館内での遵守事項違反を未然に防止し、犯罪等が発生した際の証拠保全を目的として設置する防犯カメラ装置及びこれにより記録された記録データの取り扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 防犯カメラ装置 防犯カメラ及び画像表示装置並びに記録装置をいい、画像を撮影し、表示及び記録する装置をいう。
 - (2) 記録データ 防犯カメラ装置により録画し、記録媒体に記録した画像データをいう。
 - (3) 管理責任者 防犯カメラ装置の取扱い及び記録データを管理する者をいう。

(設置場所及び撮影範囲等)

- 第3条 防犯カメラの設置場所は、別表のとおりとする。
- 2 防犯カメラは、市立図書館の開館時間中(準備時間含む)及び休館日のうち施設の管理 上必要とする時間中作動させるものとする。
- 3 防犯カメラの撮影範囲は、防犯カメラ装置の設置目的を達成するために必要最小限の 範囲とする。
- 4 防犯カメラ装置の画像表示装置及び記録装置は、事務室等に設置する。
- 5 防犯カメラは施設内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示板により 明示するものとする。

(管理及び管理責任者等)

- 第4条 防犯カメラ装置及び記録データの管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月法第57号)に基づき適正な管理を行う。
- 2 防犯カメラ装置を適正に管理するため、管理責任者をおき、中央図書館総務課長をもって充てる。なお、地域図書館については、各地域図書館の館長を管理責任者とする。
- 3 管理責任者は、防犯カメラ装置及び記録データの漏えい、滅失及び改ざんの防止その他 記録データの適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 防犯カメラ装置の操作は、管理責任者が管理上必要と認める者(以下「操作担当者」という。)が行うものとし、管理責任者は、操作担当者以外の者に、防犯カメラ装置を操作させてはならない。
- 5 管理責任者は、操作担当者に対して、この要綱を遵守させなければならない。 (操作担当者の責務)
- 第5条 操作担当者は、管理責任者の指示に従い、防犯カメラ装置を操作しなければならない。
- 2 操作担当者は、管理責任者の指示なく記録データを見てはならない。 (保守に従事する者の責務)

第6条 前条の規定は、防犯カメラ装置の点検及び故障時に対応する保守従事者について 準用する。

(情報の守秘)

第7条 市立図書館の職員、市立図書館の職員であった者及び防犯カメラ装置の監視・保守にあたる従事者は、防犯カメラ装置の画像及び記録データから知り得た内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(記録データの取扱い)

- 第8条 記録データは、撮影時の状態で保存するものとし、当該記録データを修正・加工してはならない。
- 2 記録データの保存期間は、1か月以内とする。ただし、捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合において、管理責任者が必要と認めるときは、1か月を超えて記録データを保管することができる。この場合、当該記録データを電子記録媒体に複写してこれを保存するものとし、施錠可能なロッカー等で厳重に管理し、管理責任者の許可を得ずに、記録データの閲覧、複写及び持ち出しはできないものとする。
- 3 保存期間を経過したデータは、速やかに消去するものとし、当該記録装置に上書きする 方法によりこれを行うものとする。
- 4 記録装置を交換及び処分する場合は、保存されている画像を完全に消去した後、行うものとする。

(記録データの利用及び提供の制限)

- 第9条 記録データは、第1条に定める目的の範囲を超えて利用及び外部への提供をして はならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - (1) 刑事訴訟法(昭和23年法第131号)第197条第2項その他法令に基づく照会があり、市立図書館が提出することに合理的な理由があると管理責任者が認める場合
 - (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと管理責任者が認める場合
 - (3) 画像から識別できる特定の個人の同意又は当該個人から提供の要請がある場合
- 2 管理責任者は、前項ただし書の規定により記録データを利用し、又は提供した場合は、 その理由、期日、提供した相手方の名称、記録データの内容、その他必要事項を記録する ものとする。
- 3 記録データは、防犯カメラ装置の記録装置から出力し、他の記録媒体に複写してはならない。ただし、本条第1項ただし書の規定により、利用及び外部へ提供する場合は、この限りではない。

(法律との適用関係)

第10条 記録データに関してこの要綱に定めがないものについては、個人情報の保護に関する法律の定めるところによる。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。